

茨城県広域的連携等推進協議会について（案）

○協議会の概要

※茨城県広域的連携等推進協議会（以下、法定協議会）

法定協議会

【構成員】

基本協定を締結した団体の首長等（会長：知事、副会長：県企業局長）

【開催頻度】

年1～2回程度の開催を想定

【担当事務】

以下の内容の承認・決定（実務上の協議・調整は「作業部会」で実施）

- （1）投資・財政計画に関すること
- （2）組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営など経営の方針に関すること
- （3）経営統合に必要な予算調整に関すること。

作業部会

【構成員】

基本協定を締結した団体の水道部局担当課長等

【開催頻度】

協議内容（投資・財政計画、組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営など）ごとに、複数回開催

【担当事務】

協議会が指示する事項（協議会の担当事務）に係る実務上の協議・調整

【事務局】 県政策企画部水政課及び県企業局

法定協議会の概要（案）

○法定協議会規約（案）概要

項目	概要
第1条（設置）	経営統合に向けた検討及び調整を行うために設置
第2条（名称）	茨城県広域的連携等推進協議会
第3条（協議会の事務）	<ul style="list-style-type: none">・投資・財政計画に関すること・組織・職員、業務運営、施設整備、財政運営その他の経営の基本的な方針に関すること・経営統合に必要な予算調整に関すること
第4条（組織） 第5条（会長及び副会長） 第6条（委員）	<ul style="list-style-type: none">・会長：1名（茨城県知事）・副会長：1名（茨城県企業局長）・委員：市町村長等
第7条（会議）	会長が招集のうえ、副会長及び委員のうち半数以上の出席により開催
第8条（作業部会）	実務上の協議・調整を実施 （例）投資・財政計画、組織・職員、業務運営（総務・営業・運転監視・水質管理・危機管理・情報システム等）、施設整備、財政運営 等
第9条（事務局）	県水政課及び県企業局に設置
第10条(経費の支弁)	協議会に要する経費の負担は協議により決定
第11条（脱退）	協議会での同意が必要（脱退する際の費用の清算は別途協議）

経営の一体化に係る調整事項（案）

✓設置する部会と、主な調整事項については、下表のとおり。

部会（検討項目数）	主な内容
財政運営部会 (33項目)	<ul style="list-style-type: none">・投資・財政計画（繰出金等を含む。）に関する事。・資産の継承に関する事。・予算・決算、会計システムに関する事。・収入・支出審査、公営企業会計など経理業務に関する事。
総務部会 (111項目)	<ul style="list-style-type: none">・組織構成、事務分担、運営体制に関する事。・市町村職員の派遣、県職員への身分移管、福利厚生等に関する事。・例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書に関する事。・情報セキュリティ、情報ネットワーク、庁舎・公用車管理等に関する事。・災害・事故発生時の対応に関する事（地元管工事業者等との連携等を含む）。・議会、中央要望等に関する事。
業務運営部会 (55項目)	<ul style="list-style-type: none">・水道料金体系、災害時・福祉等の料金減免制度に関する事。・営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等に関する事。
施設整備部会 (54項目)	<ul style="list-style-type: none">・水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等に関する事。・建設・工務に関する事。
施設維持部会 (70項目)	<ul style="list-style-type: none">・運転監視に関する事。・取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全に関する事。・水質管理に関する事。

※部会の構成等については、調整中